「社会福祉法等の一部を改正する法律案」についての意見

2 1世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会(略称:21・老福連) 〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-5-6-902 TEL06-6770-1600 FAX06-6770-1611

4月3日、政府は「社会福祉法等の一部を改正する法律案」(以下、法案)を国会に提出しました。この法案は、先の平成26年7月4日、社会福祉法人の在り方等に関する検討会まとめおよび、平成27年2月12日、社会保障審議会福祉部会の報告書をうけてまとめられたものです。これに対し、21・老福連は、「社会福祉法人制度の見直しについての意見」(2015年1月)を発表し、見直しについての討論に参加してきたところです。今回の法案について、21・老福連は、福祉の公的責任を求めること、地域の社会福祉事業の主な担い手である社会福祉法人を守り育てる立場で、以下の点について意見を述べ、十分な審議を求めます。

介護保険制度を含む社会福祉事業の担い手は非営利法人であること

法案は、社会福祉の担い手について、営利法人の参入促進をよりいっそう促す内容になっています。一方で、政府は社会福祉施策について、『 政府の失敗と、 市場の失敗』があるとしたうえで、その補完機能としての社会福祉法人の役割を述べています。介護保険制度が導入されてから、営利法人の介護保険事業における「指定取消」は、件数も発生率も、社会福祉法人と比較して極めて高く、モラルハザードの問題は深刻です。今、国がしなければならないことは、営利法人に社会福祉事業という極めて公益性、公共性の高い事業を担わせることの是非を問い直すことです。

各種報酬の積算根拠を示すこと

法案では、社会福祉法人に地域公益活動について努力義務を課しています。しかし、この背景にあるのは、特別養護老人ホームの、「いわゆる『内部留保』」です。法案では、「社会福祉充実残額」という呼び方をしていますが、この概念も、私たち社会福祉法人をはじめ国民的には十分に知らされていない概念です。国がまず行うべきことは、各種報酬の積算根拠を明らかにしたうえで、それに相応しく運営されるように、指導監査することです。このことは、社会福祉法を改定しなくてもできる内容です。

社会福祉法人の「地域公益活動」の義務化には反対です

法案では、社会福祉法人に「地域公益活動」についての努力義務が謳われています。社会福祉法人の多くは、こうした地域に根ざした福祉的な活動を出発点にして、社会福祉法

人格をうけたものも多くあります。多くの法人は、地域の福祉ニーズに耳を傾け、自主的に公益事業や新規事業を行っています。既存の制度では十分に対応できない国民的諸課題には、各種の社会福祉制度の充実こそが必要であり、社会福祉法人に「努力義務」を課すことは、社会福祉事業における公的責任を後方へ追いやることにつながりかねないことから反対です。

また、社会福祉法人の自主的・主体的な「地域公益活動」を義務化することは、社会福祉法(第61条)違反であり、認めることはできません。

福祉で働く職員の処遇改善に逆行する施策は中止を

法案には、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の障害者支援施設に係る公費助成の 廃止が謳われています。深刻な社会福祉の職員人材不足の中にあって、その処遇改善、引 き上げが強く求められている時に、このことは逆行します。社会福祉の職員処遇を引き上 げるための改革を行うべきです。

社会福祉法人改革は議論を尽くすことが必要

法案では、理事会・評議員会の位置付けや役割についての変更、利用者家族、地域の代表者の位置付けについての変更等を含む様々な改革が盛り込まれています。このことは、社会福祉法人における、理事会や評議員会がそもそもどうあるべきか?ということの議論が尽くされる必要があります。地域に根ざし、住民と共に活動する社会福祉法人を育てることを目的にするなら、国民的な議論を尽くすべきであり、拙速な法改正には反対です。